

事務連絡

平成22年3月24日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

柔道整復師の施術に係る受任者払いの事務取扱いの徹底について

日本柔道整骨師会（会長：■■■■氏）の会員である柔道整復師が行った施術に係る費用請求については、平成8年6月26日付け事務連絡第24号により、同会会長を受領代理人とすることを認めているところですが、一部の労働局において、施術を行った柔道整復師以外の受任者払いは認めないとして、費用請求書を受理せず返戻するなど、誤った取扱いをしている事例や、振込・支払通知書を当該受領代理人以外の者に送付している事例が見受けられます。

今後、管内の監督署に対して、かかる事態が生じないように、当該事務連絡に基づく事務取扱いについて改めて周知するとともに、新たに労災業務を担当する職員の研修項目に入れる等により、不適切な事務処理の再発防止に向けて、事務取扱いの徹底を図っていただくようお願いします。

（添付文書）

平成8年6月26日付け事務連絡第24号「柔道整復師■■■■
■■■■の提訴した損害賠償請求事件の終結について」



事務連絡第24号

平成8年6月26日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

柔道整復師 [REDACTED] の
提訴した損害賠償請求事件の終結について

標記の [REDACTED]

[REDACTED]、平成8年6月26日付けで [REDACTED]
[REDACTED] が [REDACTED]
[REDACTED] したのでお知らせする。

なお、[REDACTED] 以外の者から下記3に掲げる措置と同じ取扱いを希望する旨の相談があった場合は、当課あて協議されたい。

記

- 1 本件 [REDACTED] の原因となっている施術費用については、請求内容について十分審査を行い、所要額を受領代理人 [REDACTED] の口座に振り込むこと。
- 2 労働基準監督署において保留している [REDACTED] に係る同種の請求についても、上記1と同様に取り扱うこと。
- 3 今後、[REDACTED] が代表を務める日本柔道整骨師会の会員である柔道整復師が施術した被災労働者に係る施術費用については、代表である [REDACTED] を受領代理人とする一括払を認めること。

なお、請求の都度、被災労働者との間の委任関係を明確にさせるとともに、請求内容についても十分審査を行うものとする。

(参 考)

柔道整復師 [REDACTED] が提訴した損害賠償請求事件の経過

日本柔道整骨師会の会長である原告 ([REDACTED]) は、同会会員の柔道整復師より施術費用の受領の委任を受けたとして、受任者払いにより施術費用を同人に対して支払うよう労働基準監督署長に求めたが、署長は、同人は被災労働者を直接施術した者でないことから施術費用を受領する者には該当しないとして支払いを保留した。これに対して、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] について調整を進めてきたものである。